

日本年金機構の業務執行の在り方の見直し(案)

厚生労働省年金局・日本年金機構

今般の「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案」において重要な情報が年金機構から厚労省年金局に報告されていなかった問題を踏まえ、再発防止や、厚労省の監督指導の強化、年金機構の内部統制の強化といった観点から、年金機構の業務執行の在り方や年金機構から厚労省への報告体制の在り方を抜本的に見直し、当面次のような措置をとる。

1 年金機構の業務執行の再点検等

(1)「基本方針」、「規程」、「細則」、「要領」の見直し

- 年金機構が業務運営上定める「基本方針」、「規程」、「細則」、「要領(マニュアル等)」について、機構の内部統制を強化する観点から、改めて年金機構及び年金局においてチェックし、必要な見直しを行う。

(参考)年金機構が定める「規程」等

「基本方針(7)」…機構の業務運営又は組織管理に関する重要事項についての基本的な考え方を定めたもの。

「規程(65)」…機構の業務運営若しくは組織管理に関する基本的事項又は関係法令を実施するため関係法令に基づき定めることとされている事項を定めたもの。(平成26年実績:制定1件、改正50件)

「細則(32)」…規程を実施するための細目を定めたもの。(平成26年実績:制定2件、改正28件)

「要領(マニュアル等)(168)」…関係法令、規程その他機構の業務運営又は組織管理に関する事務・事業を実施するための指針、判断基準、手続等を定めたもの。(平成26年実績:制定12件、改正200件)

「指示・依頼」…機構の業務運営又は組織管理に関する事務・事業を実施するために必要な指示・依頼。

(平成26年実績:約1500件)

(2)「規程」、「指示・依頼」等の事前調整のルール化(年金機構から年金局への報告体制の見直し)

- 年金機構が業務運営上定める「基本方針」、「規程」、「細則」、「要領(マニュアル等)」、「指示・依頼」について、その制定、改廃又は発出を行うときは、年金局の担当部署へ事前に協議するものとし、その範囲や手順等についてルールを定めるものとする。
- さらに、そのルールに基づいて事前協議が適正に行われているかどうか、チェックするものとする。
- 上記による協議は、機構本部経営企画部を通して行うものとする。

(3)「事件・事故・事務処理誤り」全件の事前報告のルール化(年金機構から年金局への報告体制の見直し)

- 「事件・事故・事務処理誤り」については、年金事務所等の各拠点から機構本部品質管理部に報告があった時点で、品質管理部は当該報告を年金局担当部署にも報告するものとする。

2 事務処理誤りの情報開示の見直し

- 事務処理誤りについて、機構本部品質管理部は、ある案件が「個別報道発表案件」に該当すると判断した場合、速やかに年金局担当部署に相談するものとする。また、年金局は、上記1(3)により日々報告を受けている案件のうち「個別報道発表案件」に該当すると判断するものは、品質管理部に速やかに公表するよう指示するものとする。

(参考)「事務処理誤り」公表方法(平成25年11月26日 第8回年金記録問題に関する特別委員会)(抜粋)

2. 今後の事務処理誤りの公表方法

(3)迅速性の向上

加入者(被保険者)、受給待機者、年金受給者及び事業主に相当の影響を与える恐れのある事務処理遅延等については、迅速性を確保するために、事務処理の完了を待たずに、お客様の了解を得たものから個別報道発表案件として、本部による公表に加えて影響のある地域においても公表を行う。

3 モニタリングについて

○ 上記に加え、さらに、年金機構の業務運営が適正に機能していることを監視するため、厚労省職員を機構本部に恒常的に常駐させるなどのモニタリングの仕組みを検討する。また、そのモニタリングの仕組みを検討する際、一部の民間企業で採用されている経営手法を収集し参考とする。

(参考)現在、今般の「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案」の発生に伴い、厚労省職員を機構本部に常駐させ、機構の監督指導の強化を図っている。